

始良市電子入札用電子証明書（ICカード）

届出手順書
（工事・委託編）

始良市役所工事監査部工事監査課

始良市電子入札用電子証明書
(IC カード) 届出手順書
平成 23 年 7 月

1. はじめに (電子入札システムと IC カードについて)

始良市では、鹿児島県及び県内の市町村と電子入札システムの共同利用を行うこととしております。

平成 23 年度より電子入札の実証実験を開始し、平成 23 年 10 月から一部実施しながらその運用を拡大していく予定です。

電子入札とは、一言で言うならば、「インターネットから入札書を提出できる」システムです。従来の入札では、入札案件ごとに入札会場に出向いて入札する必要がありましたが、電子入札では、自分の会社から入札書の提出を行えるようになるため、移動コストや人件費の削減につながります。

この「離れた場所からでも入札を行える事」が電子入札の最大のメリットなのですが、離れた場所からでも入札書を、「安全」で「確実」にやりとりをする仕組みを考える必要があります。このため、電子入札では IC カードを用いた「電子認証」を利用し、離れた場所からでも「安全」・「確実」に入札書の提出を行えるようにしています。IC カードは、入札書の暗号化や書類の作成者を証明する「電子署名」に利用されます。インターネットで使用する「社印」の様なものと考えるとわかりやすいでしょう。

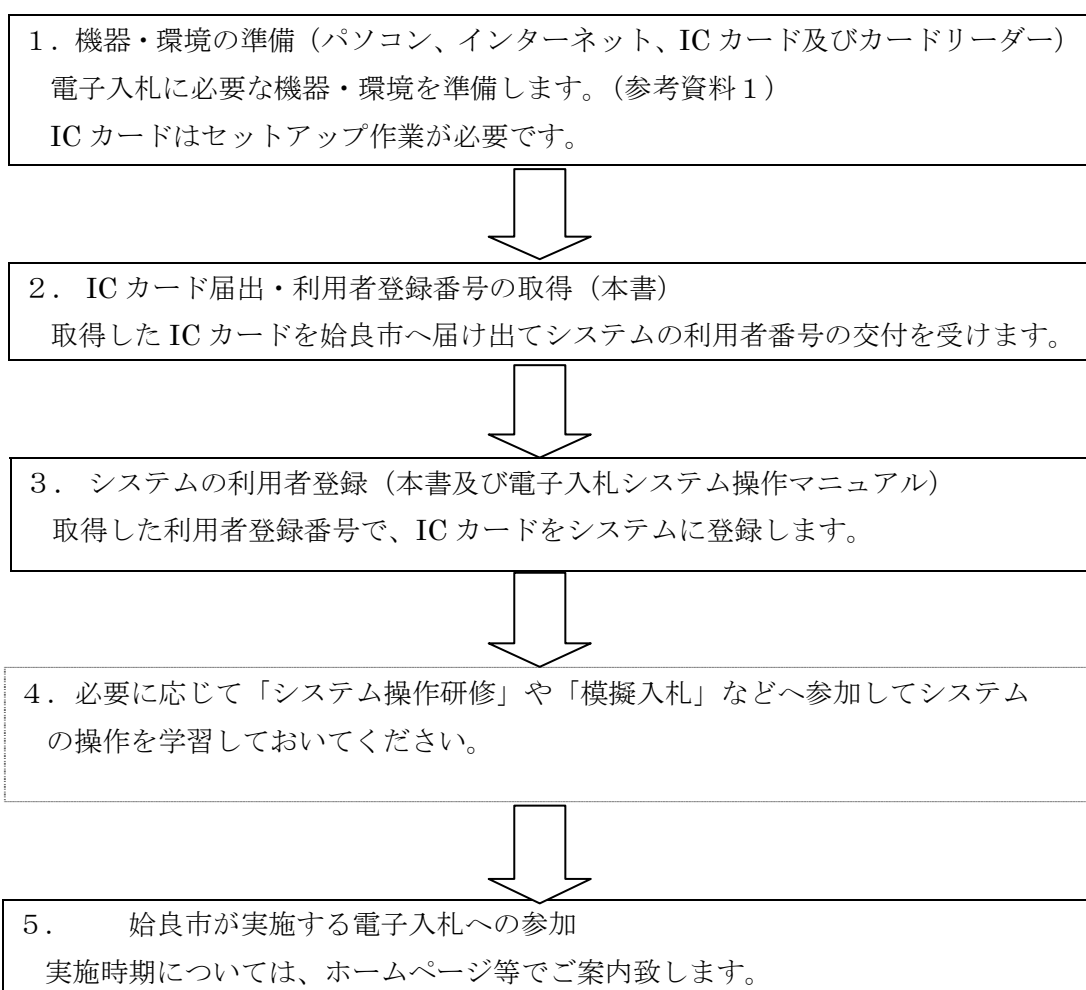
今回、県と共同開発した電子入札システムは、「電子入札コアシステム」を利用して構築しているので、コアシステムに対応した認証局が発行したものであれば、どの会社の IC カードでも利用できます。また、既に国土交通省等の実施する電子入札で IC カードを取得している場合は、名義の確認が必要ですがそのカードを始良市の電子入札でもご利用頂けます。

ただし、カードを購入しただけでは始良市の電子入札には参加できません。始良市の電子入札に参加するためには、会社で利用する IC カードの届出を行い登録番号の交付を受ける必要があります。これは、会社の印鑑証明書を届出する作業に相当すると考えてください。

本書では、始良市への IC カードの登録手順について解説します。

2.電子入札システム利用開始までの流れ

始良市の実施する電子入札に参加するまでの準備には、次のような作業が必要となります。



*取得したICカードは始良市へ届け出て、システムへの利用者登録を完了しなければ電子入札システムを利用することはできません。

*電子システムの利用者登録には、費用はかかりません。ただし、書類の郵送等に係る費用はご負担ください。

*電子システムの利用に当たっては、「かごしま県市町村電子入札システム利用者共通規約」や始良市の定める運営要綱等の内容をよく確認しておいてください。(規約に同意しているものとみなします。)

3. ICカード登録に必要となるもの

始良市の実施する電子入札に参加するためには、始良市の入札参加資格を有している必要があります。また、システムを利用するためのパソコンやインターネット環境のほか、電子入札コアシステム対応認証局の発行する「ICカード」と「ICカードリーダー」が必要です。

電子入札コアシステム対応認証局については、下記のホームページに連絡先一覧が掲載されています。

(電子入札コアシステム開発コンソーシアム)

<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/index.html>

*コアシステム対応認証局をご覧ください。

ICカードの発行申込には、印鑑証明書や商業登記簿本、名義人の住民票等が必要になります。カードの価格や有効期間は認証局により異なるので、各認証局へ確認してください。また、カードの発行までには数週間から1ヶ月程度の期間が必要となります。

認証局からはICカードと一緒に、ICカードの格納情報を確認するための書類(登録証等)が添付されますので、この書類を大切に保管してください。始良市へのICカード登録手続には、登録証の写しが必要になります。

4. ICカードに関する留意点

(ICカードの名義について)

取得するICカードは、「会社の代表者」または「年間委任状を受けている受任者」の名義で取得してください。(始良市の入札参加資格登録内容と照合します。)これ以外の名義で取得したカードの使用は認めません。

(複数のICカード登録について)

ICカードは、破損・紛失等をした場合に備えて複数枚の登録を認めるものとします。ただし、異なる名義のICカードを一度に登録することは認めません。(代表者名義のカードと受任者名義のカードを一度に登録することは認めません。)複数枚のカードを登録したい場合は、同じ名義で複数枚のカードを取得してください。なお、2枚目以降のICカードは「追加」のICカード登録(第2号様式)となります。

始良市電子入札用電子証明書
(ICカード)届出手順書
平成23年7月

(複数の入札参加者を有する場合)

工事と委託(建設コンサルタント等)の両方の入札参加資格を持つ場合、工
事用と委託用をそれぞれにICカードを取得する必要があります。(1枚のカー
ドを工事・委託の両方を使用することはできません。)ただし、工事と物品(ま
たは、委託と物品)の入札参加資格を有する場合は、1枚のカードを工事・物
品の両方に使用することが可能です。詳しくは、ICカード登録窓口でご確認
ください。

5. ICカード届出に必要な書類・提出方法

電子入札用ICカードの届出に必要な書類は次のとおりです。

- | |
|---|
| (1) 電子入札用電子証明書(ICカード)届出書
(第1号様式、追加の場合は第2号様式) |
| (2) 認証局の発行するICカード登録証等の写し |
| (3) 利用者登録番号返信用封筒 1部(初回登録時のみ) |

(1)と(2)の書類については、登録を行うICカードごとに作成してくだ
さい。(3)の返信用封筒は初回登録時のみ必要です。

始良市の(工事・委託)ICカード登録受付窓口は、工事監査部契約課とな
ります。

ICカード登録受付窓口(工事・委託)

始良市 工事監査部 工事監査課 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号0995-66-3111 E-mail: keiyaku@city.aira.ig.jp (受付期間) 8:30 から 17:00 (土日祝日及び年末年始の休日は除く)
--

(提出方法)

上記の窓口まで、郵送又は持参してください。持参の場合は、時間外の受
付はできませんのでご了承ください。

始良市電子入札用電子証明書
(ICカード)届出手順書
平成23年7月

6. ICカード届出書類の作成方法

- 1) 電子入札用電子証明書 (ICカード) 届出書
第1号様式

電子入札用電子証明書 (ICカード) 届出書

平成 年 月 日

始良市電子入札システム責任者 殿

住 所 :

始良市入札参加資格者登録の内容を記載します。

商号又は名称 :

代表者氏名 :

印 (登録印)

電話番号 :

(許可番号等) :

下記のとおり、電子入札システムで使用する電子証明書 (ICカード) に関する情報を届け出ます。

記

- 1 電子証明書 (ICカード) に関する情報

氏名 :

住所 :

電子証明書 (ICカード) 発行認証局名 :

電子証明書 (ICカード) 番号 :

電子証明書 (ICカード) 有効期限 :

所属企業の住所 :

所属企業の商号又は名称 :

ICカードの登録内容を記載してください。(認証局の発行する登録証等の内容を記載します。)

- 2 電子証明書 (ICカード) の使用

始良市の実施する

建設工事

建設委託

建設工事、建設委託のいずれかの欄にチェックを入れてください。工事と委託の両方の資格を有する場合は、それぞれ別のICカードを使用して下さい。

案件への電子入札関連事務

- 3 添付書類

電子証明書 (ICカード) 登録証等の写し (1部)

(届出担当者)

部署名 :

担当者氏名

登録内容について確認する場合がありますので担当者名 (部署名) を御記入ください。

※代表者印または代表者から入札契約に関する権限の委任を受けている者の使用印を押印すること。

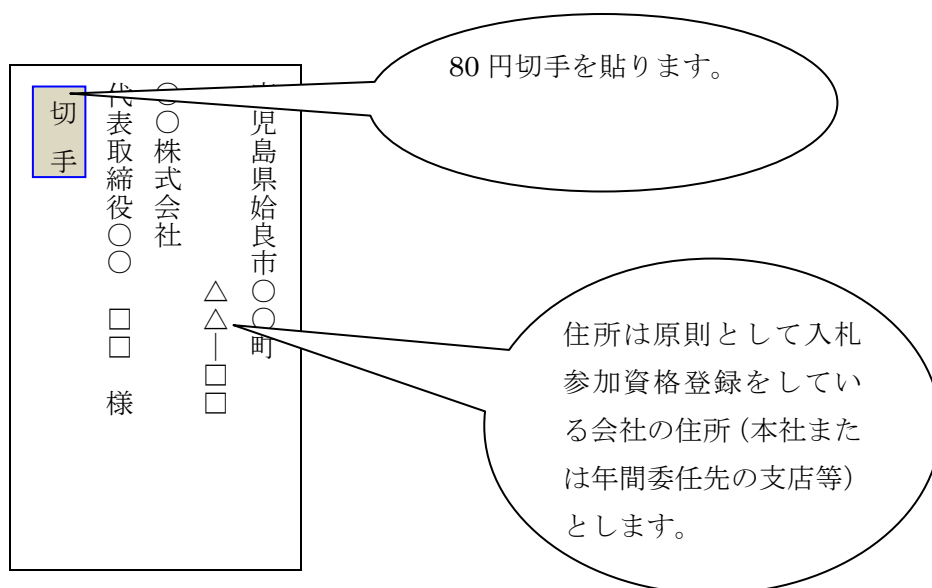
始良市電子入札用電子証明書
(ICカード)届出手順書
平成23年7月

2) 認証局の発行するICカード登録証等の写し

認証局からICカードを取得した際に添付される登録証の写しです。同じ名義のカードであっても、カード番号が異なりますので、登録したいカードの登録証の写しを添付してください。(ICカードの番号を確認してください。)

3) 利用者登録番号返信用封筒

初回登録の際は、受付完了後、利用者登録番号を発行します。利用者番号通知書の送付用に長形3号の封筒に80円切手を貼り、送り先として自社の住所を記入して添付ください。なお、送り先の住所は原則として本社または年間委任を受けている受任者(支店等)の住所とします。(誤送信を避けるため。)



*ICカード登録の際に発行される利用者登録番号は、電子入札システムへICカード登録を行う際に使用する各会社固有の番号となります。第三者にこの番号が漏れた場合、会社と全く関係のない名義のICカードをシステムに登録されるなど、悪用される可能性がありますので、利用者登録番号の取り扱いには十分注意してください。

7. 電子入札システムへの利用者登録

始良市へのICカード届出を行い、利用者登録番号の発行を受けたら、電子入札へのICカード登録を行います。

利用者登録に当たっては、ICカード及びカードリーダーのソフトウェアのセットアップを完了しておく必要があります。ICカードのセットアップの方法については、ICカードを購入した認証局へご確認ください。

電子入札システムへの利用者登録方法の詳細については、(参考資料2)「かごしま県市町村電子入札システム操作マニュアル(工事・委託編)」の「2-3利用者情報の新規登録」を参照してください。システムへのICカード登録が完了したら、電子入札システムが正しく動作するかを確認ください。(参考資料3)

8. システムへの利用者登録ができない場合

利用者登録がうまくいかない場合は、次のことを確認してください。

・システム画面上部に「時計」が表示されているか。

→時計が表示されていない場合は、Java Policyの設定を確認してください。

(参考資料4) それでもうまくいかない場合はICカードのセットアップが正常に完了していない可能性がありますので、ICカードを購入した認証局へお問い合わせください。

・業者情報を検索しても「資格審査情報に登録されている商号又は名称を入力してください。」というメッセージが表示されます。

→商号名称の記入に間違いがないかを確認ください。スペースや全角半角の入力間違いの可能性もあります。利用者番号の通知書に記載している商号名称を入力してください。

その他、不明な点がありましたら、始良市のICカード登録受付窓口か電子入札システムヘルプデスクへお問い合わせください。

(電子入札システムヘルプデスク)

電話：099-201-3770 (平日8:30~17:00)



FAX：099-286-5905

*電子入札システムポータルサイトへのお問い合わせフォームからインターネットで問い合わせすることができます。

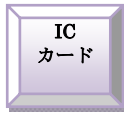
<http://www.kagoshima-e-nyuusatsu.jp/>

始良市電子入札用電子証明書
 (IC カード) 届出手順書
 平成 23 年 7 月

(参考資料 1) 電子入札システム利用に必要な機器・環境

 パソコン	本 体	後述の OS が動作する PC/AT 互換機 (DOS/V 機) であること
	C PU	インテル Pentium III プロセッサ 800MHz 相当以上のもの
	メモリ	256MB 以上
	ハードディスク	ひとつのドライブ内の空き容量が 500MB 以上確保できること
	CD-ROM	CD-ROM ドライブを装備していること
	インターフェイス	シリアルポート又は USB ポートの空きがあること
	画面解像度	1024×768 ドット (XGA) 以上
 ソフト	対応 OS	Windows2000Professional, WindowsXP(Professional / Home Edition) 現状では、Windows XP (Professional / Home Edition) を推奨します。 注意! *・・・Windows Vista への対応は、未定です。
	ブラウザ	Internet Explorer 6 SP1 以降 現状では、Internet Explorer 7 への対応は未定です。
	IC カードソフト	後述する IC カードをかごしま県市町村電子入札システムで使用するために必要なソフトウェアです。 購入いただいた各 IC カードの対応認証局から提供されます。
 インターネット	回線速度	64Kbps 以上の回線速度 ADSL *光通信等の常時接続サービス型の回線を推奨します。
	通信プロトコル	インターネット回線を利用する上で以下のプロトコルが利用可能なプロバイダを選択ください。 ・HTTP : Hyper Text Transfer Protocol ・HTTPS : Hyper Text Transfer Protocol Security ・SMTP : Simple Mail Transfer Protocol ・LDAP : Lightweight Directory Access Protocol また社内 LAN から利用する場合は、社内ファイアウォールが上記プロトコルを通過できるか確認ください。

始良市電子入札用電子証明書
(IC カード) 届出手順書
平成 23 年 7 月

 <p>IC カード</p>	IC カード	<p>「電子入札コアシステム」対応認証局が発行している IC カードであること。また、IC カードを使用するには、購入した IC カードに対応したカードリーダーが必要となります。</p> <p>注 IC カードリーダーは電子入札システムを行うパソコンに対して 1 台しか接続できません。そのため、複数の認証局が発行する IC カードを同一パソコンにて使用することはできません。</p> <p>(対応認証局一覧)</p> <p>http://www.cals.jaic.or.jp/coreconso/index.html</p>
---	--------	--